

Question 3



青少年保護育成条例に関する クイズ4問に挑戦！



**1 保護者は午後10時から翌日4時の間、
青少年のみで外出させてもいい。**

○ or × でお答えください

答え

2 保護者の同意がなくても、深夜に外出してもいい。

○ or × でお答えください

答え

3 深夜外出が認められるのは、次のうちどれ？

- A. お菓子とジュースを買うためにコンビニや飲食店に出かける
- B. 夜学に通う
- C. 病気など緊急のために外出する
- D. 友人と遊ぶためにゲームセンターに行く
- E. キャンプや天体観測など、教育に役立つ行事に参加する

★ヒント★
答えは3つ
あるよ!



答え

**4 深夜の青少年立ち入りを禁止するお店は、
次のうちどれ？**

- A. 映画
- B. ゲームセンター
- C. カラオケボックス
- D. ボウリング場
- E. インターネットカフェ



答え

③の答え

- 1 保護者は午後10時から翌日4時の間、青少年のみで外出させてもいい。

答え X

第9条第1項 保護者は深夜に青少年を外出させてはいけない。
※深夜・・・午後10時から翌日4時



両①方ど②ともは
Xです

- 2 保護者の同意がなくても、深夜に外出してもいい。

答え X

第9条第2項 保護者の同意なく深夜に青少年を連れ出させてはいけない。
→ 保護者の同意なしに同伴したり、とどめたりすることもできません。
違反した場合、30万円以下の罰金が科せられます。



- 3 深夜外出が認められるのは、次のうちどれ？

答え B C E

保護者は、深夜に青少年を外出させてはいけませんが、
以下の場合は、深夜外出の制限の例外です。

- ・夜学、夜勤で外出する必要がある場合
- ・火災、急病等の緊急事態の場合
- ・指導者のもとに行われるスポーツ等の合宿、ナイトウォークラリー等に参加する場合
- ・キャンプ、天体観測など青少年の健全育成に役立つもの
- ・保護者が必要やむを得ない食事や買い物などに青少年を同伴する場合

- 4 深夜の青少年立ち入りを禁止するお店は、
次のうちどれ？

答え A B C D E
全て禁止しています！

第9条第4項 コンビニ、飲食店など深夜営業者は、深夜に店内や敷地内に入る
青少年には帰宅を促さなければならない。

第11条第1項 興業者等は、深夜に青少年を立ち入らせてはいけない。

※興業者等・・・映画館、ボウリング場、アイススケート場、ビリヤード場、ゲームセンター、
カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェ等

第11条第2項 興業者などは、深夜に青少年立ち入りを禁止する義務があります。
→ 違反した場合、10万円以下の罰金が科せられます。

第20条 事業者は、立入調査に協力をしなければならない。

→ 身分証を持った立入検査員が、条例が守られているかのチェックを
するために、事業所に立ち入り、資料の提出を求めたり質問する場合が
あります。立入検査を拒否、妨害したり、質問に対して虚偽の答えを
すると10万円以下の
罰金が科せられます。



い同保護
け伴までも
せん！

深夜はいかいは高校生だけでなく、
社会全体で考えなくてはいけない問題です。



「沖縄県青少年保護育成条例」には、青少年※の健全育成のために、
保護者や事業者といった地域の大人たちに向けた条例も記載されています。

※青少年…既婚の女性を除く18歳未満の者を指します（第5条）。



深夜はいろんな危険が潜んでいる… 事例紹介「とある事件」より

平成27年、中学1年の男女が殺害されるという痛ましい事件が発生した。

2人は度々、「深夜はいかい」を繰り返していた。

午後9時30分頃コンビニで男性2人が中学生男女を目撃。

午前1時前、中学男子から友人にLINE電話。

午前1時30分頃、商店街の防犯カメラに中学生2人が映る。

午前5時10分頃、商店街の防犯カメラに再び中学生2人が映る。

その後、中学生男女2人は殺害され、遺体で発見される。



どうすれば、中学生2人の大切な命を守ることができたのか？

ポイント1

「深夜はいかい」に抵抗が少ない環境

- ・深夜はいかいを繰り返しても、誰にも注意されていない。
- ・地域という絆が弱くなり、声かけする大人が少なくなった。
- ・コンビニ等24時間営業の店も増え、深夜で歩くという危険性を感じることが希薄になった。
- ・スマホがあると、すぐに連絡が取れるので安心・安全という錯覚

大人の協力が必要だったのかな。



ポイント2

大人・友人が中学生の「深夜はいかい」を見逃していた

- ・「深夜はいかい」を止めるのは、大人の責務だという自覚が足りなかった。
もしも、大人の誰かが中学生に帰宅を促していれば、友だちが「深夜はいかい」について注意（声かけ）ができるれば、事態は変わったかもしれない。

ダメな事を、注意できる友人になろう

ポイント3

警察に保護をお願いする

- ・「深夜はいかい」は、犯罪、トラブルに巻き込まれる確率が高いことを、大人も子どもも、「深夜はいかいの危険性」を学ぶ機会があれば、変わったかもしれない。

**深夜はいかいは犯罪に巻き込まれることが高くなる、
ということを自分のこととして受け止めましょう！**

自分で考えるプロジェクトメンバーからの提言

高校生 守れば安全22時

22時以降に出歩かない

22時以降はスマホを使わない

22時以降に出歩いている友だちがいたら声をかける

22時以降に外出している子どもに大人は声かけをする

22時以降に親は子どもを連れ出さない

未成年の深夜はいかい(夜22時以降～朝4時)は青少年保護育成条例によって禁じられています。
大人は子どもたちを、高校生は自分自身、そして友だちを危険から守りましょう。



高宮城先生の解説

「深夜はいかい」は、子どもたちにとって、心が解放された気分、大人になつた気分、受験や友人、家庭などからのストレスも解放される。その際、大人から声かけや注意を受けないと常習化となり、さらに刺激を求めて、繁華街に出かけたり、クラブ等の出入を繰り返す。それはやがて生活習慣の乱れにつながり、学習意欲の低下、学業不信、怠学へと結びつき、犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性も高くなる。

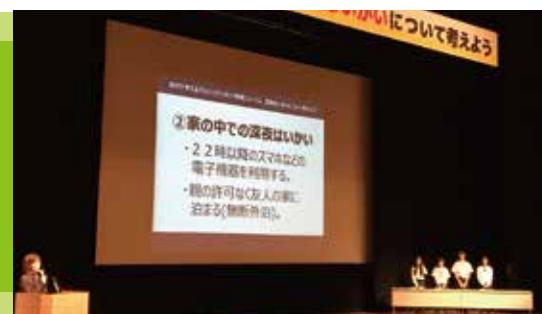
小中高生の「スマホの深夜はいかい」、深夜の長時間使用も、スマホの画面の明るさ、ゲームの興奮等は、繁華街でのはいかいやクラブで踊る行為と同等の興奮と刺激を脳に与え、その刺激は常習化となり、睡眠障害、生活習慣の乱れによる学力低下、やがてスマホ依存となる可能性が高くなる。

沖縄県青少年保護育成条例は、保護者、大人は、深夜はいかいを注意、声かけして子どもたちを守る責務があることを定めている。

プロジェクトメンバーからの提言「高校生守れば安心22時」は、スマホ時代に大人も子ども自分を守るために大切なメッセージを訴えている。

.....自分で考えるプロジェクト活動紹介.....

2017年9月14日
浦添市てだこホールで行われた
特別フォーラムにてプレゼン、
ディスカッションをしました！



2017年11月26日イオン具志川にて
FECのみなさんとトークセッション！



沖縄県本島内を走るバスにラッピング!!
車内でもポスターを掲載！

